

# 市職員の給与などの状況をお知らせします。



問い合わせ先 本庁舎職員課 ☎ (0857) 20-3108

## 1. 給与費とその内訳 (平成23年度普通会計当初予算額)

職員数	給与費	前年度比	
1,272人	給料	49億7,832万円	△2.7%
	職員手当	7億886万円	
	期末勤勉手当	17億8,062万円	
	計	74億6,780万円	

## 2. 平均給料月額・平均年齢 (平23年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	335,854円	43歳6カ月

## 3. 主な手当 (平成23年度)

区分	内容		
扶養手当	①配偶者	月額	13,000円
	②配偶者以外の扶養親族	月額	6,500円
	③満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人の加算額	月額	5,000円
期末勤勉手当	支給の時期	期末手当 勤勉手当	計
	6月期	1.225月分 0.675月分	1.90月分
	12月期	1.375月分 0.675月分	2.05月分
	退職手当	区分	自己都合
退職手当	勤続20年	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分
	勤続30年	41.5月分	50.7月分

※定年前早期退職者への加算措置あり

## 4. 特別職の給料など (平成23年度)

区分	月額	期末手当
市長	1,026,000円	6月期 1.40月分 12月期 1.55月分 計 2.95月分
副市長	850,000円	
教育長	722,000円	
議長	584,000円	
副議長	513,000円	
議員	475,000円	

## 5. 給与費の推移 (各年度普通会計当初予算額)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
83億4千万円	82億6千万円	79億9千万円	76億8千万円	74億7千万円

## 6. ラスパイレス指数の推移

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料月額を100とした場合の地方公務員の比率です。

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
99.6	99.2	98.2	97.5	98.3

※平成23年度の数値は、確定値ではなく試算によるものです。

## 7. 定員の適正化 (各年度4月1日現在)

鳥取市定員適正化計画に基づき、目標を上回る職員削減を行っています。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
目標	1,525人	1,500人	1,470人	1,440人	1,394人
実績	1,482人	1,451人	1,422人	1,405人	1,391人

### 人件費削減の取り組み

本市職員の「給与」には、基本給である「給料」と、扶養・期末・勤勉手当などの「諸手当」があります。これらは地方公務員法の規定に基づき、国の人事院勧告などを参考に市議会の審議を経て条例で定められています。

本市では、平成23年度の給与勧告に準じ、給与月額を引き下げ(職員全体の平均改定率0.23%)削減。ただし、若年層および医師は据え置きを昨年12月1日から実施しています。

また、人件費削減の取り組みとして、鳥取市定員適正化計画(平成23年3月改定)に基づき、組織・業務執行体制の見直しと新規採用の抑制に努めています。新たな市民ニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できる、簡素で効率的な組織機構をめざしています。

これにより、平成23年4月1日現在1391人であった職員数を、平成28年度までに1258人に削減することとしています。

# 「デートDV」という言葉を聞いたことがありますか？

～身近なところで実際に起きている暴力を知ってください～

問い合わせ先 本庁舎人権推進課 ☎0857-20-3143



「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」により、DV（ドメスティック・バイオレンス）への理解は広まりつつあります。今回は配偶者間以外でおこるDVについて、相談支援機関である「鳥取県福祉相談センター」にお話を伺いました。

## デートDVとは

恋人同士など親密な関係の中で生まれる暴力による支配の関係を言います。デートDVは、どのカップルにも起こり得る恐れがあります。

具体的には殴る・けるなどの身体的暴力、人格を否定する・無視するなどの言葉や態度による精神的暴力、性行為の強要や避妊に協力しないなどの性的暴力や、携帯をチェックしたり、行動を監視して

孤立化させたりする行為などがあります。このような暴力を受け続けると「自分で考え、決める」という力が奪われていきます。

内閣府が平成20年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、10代から20代において交際相手からの被害経験は、女性約7人に一人、男性約23人に一人です。被害を受けたと回答した人のうち17・9割の人が命の危険を感じたと回答しています。

また、デートDVにより、けがをしたり、精神的に不調をきたしたりしたことがある人は42・6割でした。

これらの背景には、相手の考え方や存在価値を否定し、力により自分の思いどおりに支配してもいいという意識があると考えられます。また、男女の固定的性別役割を押しつけるような社会的要因も影響しています。

## デートDVを防ぐには

暴力をふるう人は、自分の思いどおりにするために、相手を悪いと責めながら、暴力を使って相手に恐怖を与えます。優しいときもあるため、混乱させられるという特徴があります。社会がつくってきた「男は強くたくましく」「女は優しく従順に」というイメージも、力で相手を支配することを正当化する一つの要素になっていくかもしれません。

交際中に「何か束縛されているような感じがする」とか、「どこかおかしい」と思ったら、二人の交際がお互いを大切にし合える関係かどうか見つめてほしいと思います。「こわい」と感じたり、命の危険を感じたりしたときは、警察に相談しましょう。「愛の力」だけでは暴力をふるう相手を変えることはできないことを知っておきましょう。

身近な人が苦しんでいることを知った時には、「心配しているんだけど」と声をかけてあげてください。心配してくれる友人がいるだけでも、被害者にと

っては大きな支えになります。黙ってそばに寄り添って話を聞いてくれる人がいると、二人の関係を考え直す力と勇気をためていくことができそうです。そして、相談支援機関（左記）があることを教えてあげてください。

DVやデートDVのない社会にするために、「男らしさ、女らしさ」ではなく、お互いの「らしさ」を尊重しましょう。そして、自分は大切な存在だと誰もが思え、そして、暴力に対して「NO!」といえる社会をともにつくっていきましょう。

### まずはご相談ください。

■配偶者暴力相談支援センター  
鳥取県福祉相談センター（鳥取県婦人相談所）  
☎0857-27-8630（24時間対応）

■市の相談窓口  
児童家庭課（駅南庁舎1階）  
☎0857-20-3463（開庁日の9:00～17:15）

※デートDV被害者は、「ストーカー行為などの規制等に関する法律」によって守られます。